

# 朝霞市個人住宅リフォーム 資金補助金制度

朝霞市では、地域経済対策の一環として、市民の方でご自身が住んでいる持ち家のリフォーム工事を市内の施工業者で実施する場合に、その工事費の一部を補助します。  
ぜひご活用ください！

補助金額/**対象工事費の5%**（消費税込み）  
**最大5万円まで**（ただし百円未満は切り捨て）

申請対象者（①～③の全ての条件を満たす方）

- ①朝霞市に居住し住民登録している市民
- ②リフォームを行う建物の所有者
- ③申込日現在、市民税、固定資産税、軽自動車税の滞納がないこと

## ご利用条件

- 1.市内に事業所を有し、市内で営業している業者で施工すること
- 2.工事期間が当該年度5月1日以降に着工し、当該年度末日までに完了すること
- 3.工事完了後1か月以内、または当該年度末日までのいずれか早い日に完了報告書等を提出すること
- 4.対象工事費が消費税込みで10万円以上であること
- 5.補助金の申請は年度内に1回限り※1
- 6.過去にこの補助金を利用したことのある方は、補助金の交付決定日から5年を経過していること※2
- 7.市、県、国で実施している同様の補助金の交付や工事に対する介護保険給付を受けてないこと

※1 住宅において1回

※2 共有名義の住宅で、前回と申請者が異なる場合でも5年を経過している必要があります

## 対象となる物件

1. 自己の居住に供する個人住宅（申請者の住民登録がある住宅に限る※）
2. マンションの場合は専有部分のみ
3. 店舗兼用住宅などについては、住居部分の面積按分で算出

※申請者名義の住宅であっても、申請される方の住民登録がない住宅や他人・親族に貸している住宅は対象外です

## 対象工事

### 個人宅の改良・改善・増築工事

- ・ 外壁や屋根の塗装
- ・ 台所やトイレのリフォーム
- ・ 風呂場や洗面所のリフォーム
- ・ 室内のフローリングや
- ・ 壁紙の張り替え

など

## 対象外工事

- ・ 門や塀などの構築物
- ・ 駐車場、庭園等
- ・ テラスや縁側の新設
- ・ 機械、家電類の取り付けや交換
- ・ ハウスクリーニング
- ・ シロアリ駆除

など

## 申請受付期間

**工事着工予定日の1か月前<sup>※1</sup>～1週間前<sup>※2</sup>まで**

**工事期間は当該年度の5月1日から当該年度末日までのものとなります。**

閉庁日：土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（開庁時間については7月から午前8時45分～午後4時に変更予定です）

※1閉庁日の場合はその次の開庁日

※2閉庁日の場合はその前の開庁日

## 注意事項

- ・ **工事着工後の申請は補助金の対象外です。** ※
- ・ 申請は、原則として申請者本人が行ってください。業者等の代理申請の場合は委任状が必要です。
- ・ リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の内容を比較し、低い方の金額で最終的な補助金額を計算します。
- ・ 補助金内定額が当該年度の当初予算額に達した時点で、申請を締め切ります。予算の残額については、産業振興課までお問い合わせください。

※工事開始後に追加となった工事も同様

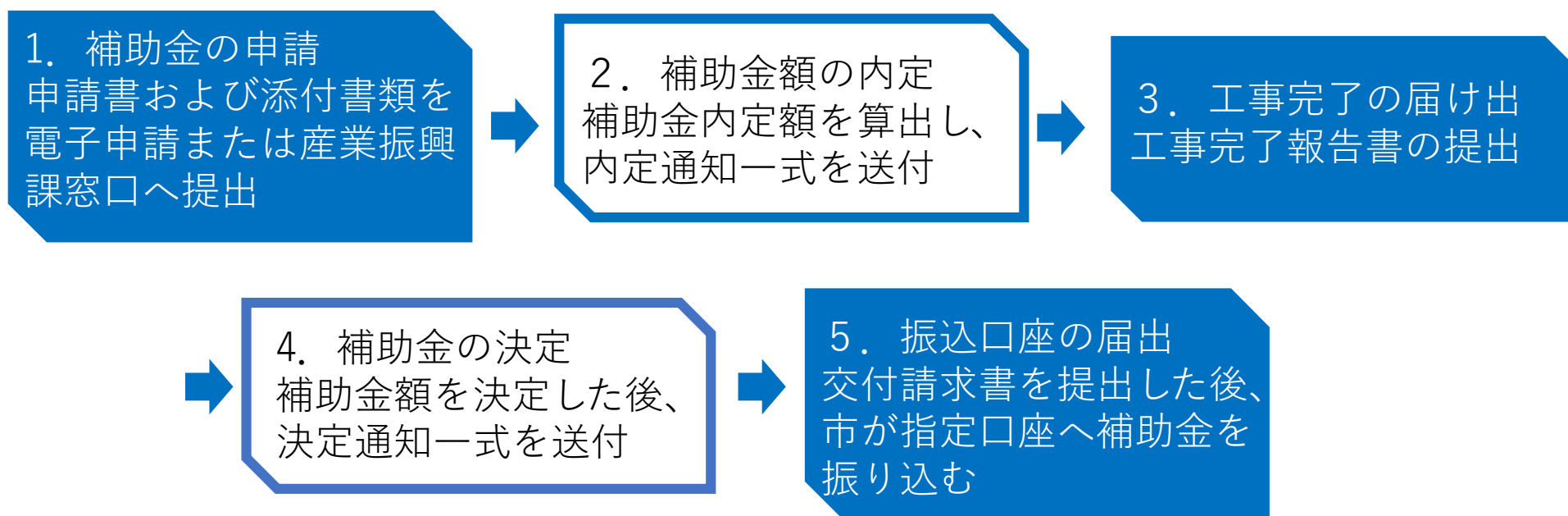
## ～申込みから補助金交付までの流れ～

**令和8年度より、原則申請時から電子申請での受付となります。**申請時に電子申請を行った場合、その後の提出書類も原則電子上でのやり取りとなります。

※提出書類の内容や様式等を変更しております。従来の様式はご利用になれませんので、HP掲載のファイルまたは産業振興課の窓口で配布する様式をご利用ください。

※電子申請が困難な場合は従来通り紙媒体の受付も可です。

### ★補助金の申請手順★



#### 1. 補助金の申請

**朝霞市個人住宅リフォーム資金補助金交付申請書**の他、以下の添付書類を提出してください。

施工業者が申請をする場合は、自筆した委任状を添付してください。

- ①リフォーム工事図面※1（建物見取図、間取り図など家全体に対する工事箇所が確認できるもの）
- ②リフォーム工事費見積書の写し
- ③工事箇所全ての工事前の写真※2
- ④増築をした場合は、建築基準法に基づく届出書の写し



※1 内装工事を伴わない工事の場合は提出不要

※2 屋根その他、工事前の撮影が困難な箇所については、工事後に提出も可

#### 2. 補助金額の内定

見積書をもとに補助金内定額を算出し、次の書類を送付します。

- ①個人住宅リフォーム資金補助金交付内定通知書
- ②個人住宅リフォーム資金補助金完了報告書様式

### 3. 工事完了の届け出

リフォーム工事完了後 1 か月以内または当該年度末日までのいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ① 個人住宅リフォーム資金補助金完了報告書
- ② 工事箇所全ての工事完了後の写真 ※1
- ③ リフォーム施工業者からの領収書の写し（申請者宛てに朝霞市内の施工業者が発行したもの）又は領収したことが分かる書類※2



※1申請時に提出した写真と同じ角度で撮った写真を提出してください

※2 振込明細書やローン返済予定表の写しなど

### 4. 補助金の決定

申請時の書類と完了報告書を比較し、補助金額を決定した後、次の書類を送付します。

- ① 個人住宅リフォーム資金補助金交付決定通知
- ② 個人住宅リフォーム資金補助金交付請求書

### 5. 振込口座の届出

「個人住宅リフォーム資金補助金交付請求書」を提出してください。振込先は、申請者本人名義の口座で届け出をしてください。提出から 1 か月以内に、届出の口座に振り込みます。

振り込み後、通知等はいりませんのでご自身でご確認ください。



#### 〈申し込み及びお問合せ先〉

朝霞市市民環境部産業振興課産業労働係（朝霞市役所本館 5 階 5 6 番窓口）

〒351-8501 朝霞市本町 1-1-1

T E L : 048 (463) 1903 (直通)

F A X : 048 (467) 0770

E-mail: sangyo\_sinko@city.asaka.lg.jp

(令和 8 年 4 月現在)